

第5回あわら市行政改革等推進委員会会議録（要旨）

- 1 日 時 平成25年2月28日(木) 19:00～20:10
- 2 場 所 あわら市役所204会議室
- 3 議 題 第2次あわら市行政改革大綱実施計画の検討
- 4 資 料 ・第2次あわら市行政改革大綱実施計画（案）
・第2次あわら市行政改革大綱実施計画個別調書
- 5 出席者 委員：桑原美香、関秀親、毛利純雄、伊藤和幸、赤尾政治、大井尚美、栗原好美
市：小坂康夫（総務部長）、小嶋範久（政策課長補佐）、
江川嘉康（政策課主任）

6 会 議

事務局 別の会議出席のため、政策課長欠席の報告

会長 第2次あわら市行政改革大綱実施計画（案）に基づき会議を進めていきたい。事務局の説明をお願いする。

事務局 （第2次あわら市行政改革大綱実施計画（案）に基づき、実施項目（50項目）の概要及び第2次あわら市行政改革大綱実施計画個別調書の説明）

会長 目標・手法等の記載事項について、例えば38番の「財政健全化判断比率の改善」では実質公債費比率10%以下を目指すとの明確な目標の記述があるが、43番の「使用料、手数料の見直し」では近隣市町の状況を考慮しながら検討するという漠然とした書き方になっている。これではどの年度で何をするかということが分からない。

事務局 43番の「使用料、手数料の見直し」に関していえば、この項目は市民の負担増に直接関係し、いくつもの調整が必要となる。そのため今の段階では具体的な目標設定ができず、このような表現となっている。

会長 （2）自主財源の確保のなかの実施項目について、43番の「使用料、手数料の見直し」では細分化していくつかの小項目に分かれているが、45番の「上下水道料の適正化」や50番の「北潟湖畔花菖蒲園入園料徴収の検討」等と比較すると、項目の大きさがそろっていないと思われる。

事務局 43番の「使用料、手数料の見直し」に関してはその徴収について条例で規定されているものであり、45番の「上下水道料の適正化」は企業会計という一般会計と異なる体系の項目である。48番の「有料広告事業の推進」は使用料、手数料といったものではなく、ネーミングライツ等に通じる項目でもある。また、50番の「北潟湖畔花菖蒲園入園料徴収の検討」は、現在入園料の徴収に関する規定がなく、徴収そのものの検討が必要な項目である。このような考え方に基づき各項目の設定をさせていただいたが、43番の「使用料、手数料の見直し」の中の3つの小項目について、それぞれを実施項目として上げさせていただく。

委員 この委員会に求められている意見は、例えば50番の「北潟湖畔花菖蒲園入園料徴収の検討」の年度目標についてすべて検討となっているが、この年度には実施にすべきであるといった意見なのか、またはそれぞれの実施項目自体についての意見なのか。入園料を徴収することとなるとゲートや管理棟のハード整備などが伴うために、この項目自体がどうかと思う。

事務局 この計画で掲げられている実施項目については、検討はさせていただきたい。皆さんにお願いしたいのは、実施計画に掲げてある50の実施項目以外の追加的な実施項目についての意見やそれぞれの年度目標についての意見をお聞きしたい。

委員 14番の「来庁者の利便性を考慮した体制づくりの推進」は平成24年度から26年度が検討となっているが、すぐにでも実施していただきたい。

事務局 平成25年度から実施ということで修正させていただく。

委員 2番の「各種イベントの見直し」に関してであるが、イベントには観光と地域の活性化という二つの側面があり、イベント関連の補助金の圧縮、廃止等ということとなると市にとってはどうかと思う。

事務局 この実施項目において対象としているのは、取り組み内容に記載されているイベントである。これらのイベントについて所管課での検討を行い、その結果、廃止や継続といった方針が出てくるものであり、廃止を前提とした検討ではない。

委員 49番の「自動販売機設置貸付料入札制度の検討」の取り組み内容に入札制度の導入とあるが、具体的にはどういうことか。

事務局 自動販売機設置場所の貸付料の額が一番高い業者に貸付を行うことである。なお、身体障害者福祉法等において福祉団体への優先的貸付に係る努力規定があることから、福祉枠を設ける必要があると考える。現状はいろいろな形態があると思われ、今後の検討において、現行制度の正確な検証を行う必要がある。

委員 48番の「有料広告事業の推進」に関して、現状の広告募集はどのように行っているのか。

事務局 広報紙や市のホームページを通して募集しているが、広報紙に関していえば過去に広告を掲載した事例はなく、現在、広告掲載している媒体は市役所の封筒のみとなっている。広報紙は市内のみの配布となっていることから広告の媒体としては弱い面もある。また、ホームページに関しても、そのデザインやページの作り方にも問題があると思う。

委員 広告範囲は広ければ良いというものでもなく、市内の商店の立場からいえば市内に限られた方が良い場合もある。

事務局 市のホームページは行政情報が主体となっており、観光情報部分は観光協会が作成している。観光客に対する広告効果が期待できる観光情報のページに広告募集することができれば広告希望業者も増えるかもしれないが、こうした要因もあると思う。

委員 広報紙への広告募集の方法について、募集記事を掲載するのではなく、実際に広告を募集しているスペースに広告募集の広告を出す必要があると思う。

事務局 広報紙には2カ月ごとに商工会だよりが折り込まれるが、そちらの方に広告が多く掲載されているため、広報紙への広告掲載意欲が薄いということもあるかもしれない。

委員 業者によっては商工会だよりが折り込まれないタイミングで広告掲載を希望することもあると思うので、先ほど述べたような募集方法を検討していただきたい。

会長 第2次あわら市行政改革大綱実施計画個別調書についてももう少し具体的に説明をお願いしたい。

事務局 この調書は、毎年6月の決算後、前年度の実績に基づき所管課が作成し、その結果をこの委員会において報告させていただく。実施項目ごとにそれぞれの所管課が作成するため、調書は百件程度となると思われる。

委員 効果額は算出できるのか。

事務局 金額として算出できるものもあるが、算出できないものもある。しかしながら、それぞれに目標を立て、実施の過程を明らかにしながら行政改革に取り組むことで、少なくともより良い事務事業の実施や行政コストの削減といったものが期待できる。当然、コスト削減だけをすれば良いということではなく、現行のサービス水準の維持が前提となる。

委員 調書には実施状況と効果額を記載することになっているが、金額として算出されない効果を記載する欄を設けるべきではないか。

事務局 金額として算出されない項目については実施状況に記載することになる。

会長 効果額欄のほかに、A、B、Cで評価する欄を追加してはどうか。

事務局 調書については再度検討させていただく。

委員 34番の「電子入札制度の拡大」であるが、この項目を推進すれば公正な入札が図られることは理解できるが、商工会の立場としてはなるべく地元の企業も使って欲しい。

事務局 そういった配慮は監理課において行っている。

会長 他に何かないか。事務局から何かないか。

事務局 実施計画については、本日の意見を反映し、進めさせていただく。進捗状況の報告については7月頃を予定している。また、来年度の行政評価の審議については9月頃を予定しているのでよろしく願いたい。なお、本年度の本委員会の会議はこれをもってすべて終了することになる。

会長 長時間の議論にお礼を申し上げる。

(21:10閉会)